

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年10月29日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第51号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。  
第2条第9号中「市役所証明発行コーナー」の右に「区役所及び区役所支所」を加える。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(会計室会計課)